

補助金公募制度に対する意見(補助事業公募審査会、市議会、パブリックコメント)比較と制度の決定(案)

番号	項目	補助事業公募審査会	市議会(会派説明)	パブリックコメント	決定(案)	市の考え方(案)	備考
1	制度の見直し	なし	なし	・見直し期間が3年間は長すぎると考える。不採択の場合は3年間は事業活動ができるにくい(男性)	・原案どおりとする	・別紙(新居浜市補助金公募制度の見直し(案)に関する意見募集結果)のとおり	パブコメ番号1
2	審査の方法	なし	なし	・事業内容が全く異なった団体でも、一次審査で2枚の申請書を見て審査し、得点のバラツキが見られ疑問を感じる。合議制の取り入れ、行政評価委員会に準じる人員、方法を参考にすべきである。(新居浜市老人クラブ連合会)	・原案どおりとする	・別紙(新居浜市補助金公募制度の見直し(案)に関する意見募集結果)のとおり	パブコメ番号3
3	補助金区分名称	・「市が認定する補助金」の名称は、市民からわかりづらく、上から見下ろす感がある	なし	なし	・原案どおりとする	・審査会以外の意見がなく、市が主体性を持って見直すという考え方からも原案どおりとする	
4	「市が認定する補助金」の対象	(対象から削減) ・宇摩新居農業共済組合育成事業については、一度不採択になっており、その後も他市と比較して補助金額が少なくなっている。このことから補助金支出自体の必要性に疑義が残り、審査会で審査をした方がよいのではないか	なし	なし	・原案どおりとする ※「にいはま納涼花火大会事業」については、多くの市民が楽しみにしているイベントであり、市として「市が認定する補助金」の取り扱いが必要と考えている。このことから今年度の補助事業公募審査会で「市が認定する補助金」への移行を審議する。また、「太鼓祭り推進委員会事業」も花火大会と同質の事業であるため、合わせて審議することとする	・別紙(新居浜市補助金公募制度の見直し(案)に関する意見募集結果)のとおり	パブコメ番号4
5	「市が認定する補助金」の取扱い	・取り組みを継続するためにも審査会に事業内容、見直し結果を報告して欲しい ・市が見直しを進めたいと考えるときに対応できるように、審査会の対象にできる余地を残しておくべきである	・市が認定する補助金は、審査会で審査してもらう必要はない(自民クラブ)	なし	・原案どおりとする ※市が認定する補助金については審査会に申請内容等の報告する。また、審査会の要望等に応じて個別事業の説明等も行う	・審査会の意見及び市が認定する補助金の透明性を確保するため	

補助金公募制度に対する意見(補助事業公募審査会、市議会、パブリックコメント)比較と制度の決定(案)

番号	項目	補助事業公募審査会	市議会(会派説明)	パブリックコメント	決定(案)	市の考え方(案)	備考
6	30点未満の取扱いについて	・一次審査における評価は妥当なものであり、今までどおり不採択の取扱でよいと思う ・30点というのに不満があるのなら、点数を下げればよい	なし	なし	・原案どおりとする	・補助金の申請数が減少しているため二次審査で対応が可能であり、また、採否の決定が今まで以上に精査したものとなる ・最低点については一次審査18点未満は実質的には不採択決定となる	
7	少額の補助金の取扱い	・小額補助金については、受付すべきでない	なし	なし	・原案どおりとする	・意欲ある団体には支援を行うという制度趣旨から線引きできないため	
8	補助率の取扱い	なし	・補助率が2分の1以下というのを見直すべきである(協働ネット21)	なし	・原案どおりとする	・公益活動を進める上において、市民と行政は対等の立場であるという考えから1／2の上限が適切なため	
9	補助金額	なし	なし	・申請事業者全員に補助金の均等割が考えられないか(男性) ・団体の活動が弱体するため補助金額については、他市町と均衡を保つべきだ(新居浜市老人クラブ連合会)	・原案どおりとする	・別紙(新居浜市補助金公募制度の見直し(案)に関する意見募集結果)のとおり	パブコメ番号5
10	補助金限度額の取扱い	なし	なし	・前年度補助額を上限にすること、新規100万円を上限とすることは撤廃るべきだ(新居浜商工会議所)	・原案どおりとする	・別紙(新居浜市補助金公募制度の見直し(案)に関する意見募集結果)のとおり	パブコメ番号6
11	補助期間	なし	3年間を前提とした事業や高得点で採択された事業は、翌年は審査からはずせばよい(公明党議員団)	なし	・原案どおりとする	・補助金枠との関連で困難であるため	
12	審査委員	なし	・審査委員は市職員、市職員OB、市内の人といった行政をよく理解している人にすべきである(自民クラブ) ・今までの審査は公平でなかったと考えており、公平な審査が可能な委員を選任すべきである(無会派)	・10名(学識経験者4名、市民代表委員3名、公募による委員3名)に増員すべきだ(男性)	・原案どおりとする	・公平性の確保については、公正中立で客観的な判断ができる委員の選定することが必要なため	パブコメ番号7